

平成 29 年 3 月 1 日

労務管理者・安全管理者・衛生管理者へもご回覧ください！！

事業主各位

事業主	労務管理者	安全担当者	衛生担当者

一般社団法人酒田労働基準協会  
会 長 高橋 幸雄

## 『安全衛生推進者』養成講習のご案内

労働安全衛生法第 12 条 2 項により、10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場では、安全衛生推進者の選任が義務付けられております。

当基準協会では下記の通り「安全衛生推進者」養成講習を開催致します。

年度の始まりには、新たに安全衛生推進者を選任することになった或は選任者が異動した・退職したなどによって安全衛生推進者の未選任になる事態がよく見うけられます。

貴事業場では、安全衛生推進者の未選任にならないように受講頂きますようご案内申し上げます。

### 記

- 日 時 : 平成 29 年 6 月 5 日(月)～ 6 日(火)  
5 日 9 時 00 分～17 時 00 分  
6 日 9 時 00 分～12 時 00 分
- 会 場 : かんぼの宿 酒田 2F (酒田市飯森山 3 丁目 17-26 TEL31-4126)
- 講習内容 :
  - (1) 安全管理 2 時間
  - (2) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 2 時間
  - (3) 作業環境管理及び作業管理 2 時間
  - (4) 健康保持増進対策 1 時間
  - (5) 安全衛生教育 1 時間
  - (6) 安全衛生法関係令 2 時間
- 受講申込期限 : 5 月 29 日(月) 但し、期限前でも定員になり次第締切ります。
- 受講料 : 基準協会会員 13,000 円/名、会員外 18,000 円/名 (テキスト代含む)  
※ 昼食代は含まれておりませんので、各自ご準備頂くか、当施設の食堂若しくは近隣の施設をご利用下さい。
- その他 : 遅刻等、受講すべき時間数が不足したときは、修了証を交付できませんのでご注意下さい。

## 申込要項

1. 受講申請： 下記申込書により申込のこと。 FAXでも可 FAX 22-1316  
 ◇銀行振込の場合、荘内銀行酒田中央支店普通預金(口座番号 136413)  
 振込手数料は、貴社にてご負担願います。  
 また、銀行振込の受領書をもって領収証に代えさせていただきます。
2. 申込先： 〒998-0044 酒田市中町 2-5-19 一般社団法人 酒田労働基準協会  
 問合せ先 TEL 0234-22-1311
3. 注意事項：
  - ※ 受講の取り消しは、講習初日から3営業日前迄とし、以後の取り消しには、受講料の返金は致しません。
  - ※ 申込書記入欄不足の場合はコピーをとって下さい。
  - ※ 受講料の納付がなければ受講申込受付が完了致しませんので、早めに納付手続きをお願い致します。
  - ※ 受講取消しに伴う受講料返金の場合、振込手数料は貴社にてご負担願います。

### 『安全衛生推進者養成講習』 受講申込書

事業場名				
所在地	〒 TEL ( )			
連絡担当者	所属部課	氏名	メールアドレス：	
受 講 者	氏名 (フリガナ)	生年月日	本籍(県)	現住所
		S · H 年 月 日生		
		S · H 年 月 日生		
		S · H 年 月 日生		

◇ 上記の通り 名分 計 円

◇ 払込方法は、下記のいずれかに✓を記入して下さい。

- 受講料を添えて申込み致します。
- 後日持参致します。
- 月 日 振込にて申込み致します。

平成 年 月 日

一般社団法人酒田労働基準協会行